

○議長(小山久利君) 質疑なしということでよろしいでしょうか。質疑を終結いたします。本案に対して、中島議員からお手元に配付されました修正案が提出されています。これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

〔5番 中島由美子君登壇〕

○5番(中島由美子君) 皆さん、おはようございます。ただいま議長に許可をいただきました、議案第85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例に対する修正動議を行います。この基金の原資となるものは、昨年12月に相馬原に日米共同訓練で米軍のオスプレイが来たことに伴う交付金だそうです。そうしまして、その内容を原資とした基金をつくるに当たりまして、上記の動議を地方自治法及び榛東村議会会議規則第16条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。提案理由。防災中枢機能施設備品事業、これは中央公民館の後継の公共施設になろうかと思うんですけども、それらの事業は既に教育施設整備基金として造成されており、本村においては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第5条第1項に規定する事業のうち、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業が急務であり、それらを優先し、基金の全部または一部を処分することができる条例とするため修正動議をしたものでございます。次のページです。議案第85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例に対する修正案。議案第85号 榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例の一部を次のとおり修正する。第6条中、「規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り」を「住民の生活の利便性の向上、産業の振興に寄与する事業及び規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り」に改めるという議案でございます。裏をめくっていただきますと、新旧対照表がございます。榛東村再編関連訓練移転等交付金事業基金条例新旧対照表。左は修正案、新です。右は原案、旧と いうことでございます。修正案、処分、第6条、基金は法第5条第1項に規定する事業に該当する事業で、この後の文言で す、「住民の生活の利便性の向上、産業の振興に寄与する事業」、これを加えたいという修正動議で ございます。事業及び規則で定めるものに要する経費に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。日米共同訓練という中で、米軍のオスプレイの下で生活をした住民の気持ちというものを汲み取って、もう少し考える時間が、余裕がこの基金条例にあっていいのではなかろうかと。その内容につきましては、真塩村長の執行権を脅かすものではありませんし、真塩村長がその地域の皆様全体の意見を聞いていただいて、その基金が処分できる基金条例にするための修正動議でございます。ご議論いただきまして、ご可決いただきますようお願いいたします。以上です。ありがとうございました。○議長(小山久利君) 提案理由の説明が終わりました。これより修正案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔6番 生方勇二君発言〕 ○6番(生方勇二君) 根拠となる法令については、確認をされているでしょうか。

〔5番 中島由美子君発言〕 ○5番（中島由美子君） 根拠となる法令は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法、平成19年5月30日法律第67号及び駐留軍の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令、平成19年8月20日政令第268号にて確認しております。以上です。

〔6番 生方勇二君発言〕 ○6番（生方勇二君） この再編関連訓練移転等交付金の使い道については、政令で制限、限定、列挙されています。修正案の住民生活の利便性向上、産業振興については、具体的にどのような事業に充てる考えでしょうか。○議長（小山久利君）

〔5番 中島由美子君発言〕 ○5番（中島由美子君） 今生方議員がおっしゃられた住民の生活の利便性というのは、先ほど申し上げました特別措置法の第5条第1項に、当該市町村において再編関連特別事業（公共施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に関する事業）とくくられて明記されております。その中で、どのようなということでございますが、村民の声、まずそれを聞いてということでございますが、具体的に言えば、演習場の周辺は大変オスプレイも近くに飛んでいると。振動も大きかったと。先頃の自衛隊機と比べて高度も若干低いのではなかろうかという形、村民の恐怖、そして心配、そういったものを払拭するための費用と考えますと、オスプレイが来ないわけにはいかないとすれば、その地域に必要な生活の利便性、例えば地域を言うと恐縮ですが、演習場の北側の地域においては、お店もない、免許の返納もあるということで、そういった交通手段、移動手段、もしくは商品の買物、お店の設置等必要があればそういった調査研究、必要があるということ聞いておりますので、そのようなものを真塩村長において進めていただくように挙げたものでございます。事例で挙げるとすればそういうもの、もしくはその地域の自治会、または演習場周辺でなくてもやはりオスプレイに対しての不安を持っているところでも一緒に共存共栄するために必要な支援があるとしたら、そういったものに利用していただくことを希望して修正案を出しております。以上です。

〔12番 南千晴君発言〕 ○12番（南千晴君） 12番南千晴でございます。急に出てきた議案ですので、ちょっと手元に、先ほどおっしゃっています駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法等の法令が手元にないので、一応確認、執行のほうにこれは関係していますから執行のほうにまず伺いたいのが、ここの原案のほうに、修正案にもありますけれども、法第5条第1項には、確かその上の第2条に規定されている事業に限るというか、次に掲げる事業ということで、第2条のほうに1から十幾つ、事業名が確か書いてあった記憶が私にあって、そこに該当している事業ということが第5条のところに書いてあったと思うんですね。さらに、確か2年以上にわたり継続されるとか防衛大臣に計画を提出しなきゃいけないとかそういったことが記載してあったと思 - 135 - うんですね。

ども、まずそれが間違いでないかの確認と、第2条のほうに掲げる事業に該当しなければ、この補助金というのはいらないのかな。そのあたりの認識を確認したいんですけども。まず1 問目はそれをお願いします。